

事 務 連 絡
平成22年2月10日

関係各位

社団法人 日本病院薬剤師会

平成21年度 がん専門薬剤師の認定申請について（Q&A）

平素より、当会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当会ホームページでご案内しております「平成21年度 がん専門薬剤師の認定申請」に係るQ&Aを作成いたしました。当該認定申請の審査にあたり、認定申請資格に規定されていない事項等をQ&Aとして取りまとめましたので、ご確認の上、認定申請の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

平成21年度 がん専門薬剤師の認定申請に係るQ & A

【 1 】 「論文」に係る取扱いについて

（ 質 問 1 ）

認定申請に必要な論文に係る添付資料等を教えてください。

（ 回 答 ）

論文に係る添付資料として、次のものを提出してください。

- ・ 論文リストに記載した論文（該当する部分の全頁）の別刷またはコピー（コピーの場合、汚れ・しみ等により論文の内容が判読できない場合は、論文不足又は未提出として取り扱います）
- ・ 論文の共同著者の場合、筆頭著者が作成した「論文の使用承諾書」
- ・ 掲載論文の投稿規程
（日本病院薬剤師会雑誌及び医療薬学については、不要とします）
- ・ 認定申請の受付締切日までに論文が掲載される雑誌が発行されていない場合には、論文の掲載決定に係る通知書を提出してください。

（ 質 問 2 ）

共同著者となっている論文を用いて認定申請する場合、筆頭著者の承諾を求められておりますが、本認定申請において、1つの論文を何名の共同著者が使用可能なのでしょうか。また、使用承諾書の様式、記載すべき項目等はあるのでしょうか。

（ 回 答 ）

○ 認定申請に使用できる1つの論文の使用制限

本認定申請においては、1つの論文を筆頭著者から第5執筆者のうち合計3回まで認定申請に使用できることとします。

○ 筆頭著者が作成する論文の使用承諾書

本認定申請に使用する論文の筆頭著者でない場合は、必ず、筆頭著者の使用承諾書を提出していただきます。使用承諾書の提出がない共著論文については、論文の未提出として取り扱います。

なお、筆頭著者による使用承諾書の様式については、定まったものはありませんが、下記に記載例を示します。

《使用承諾書の記載例》

社団法人 日本病院薬剤師会
がん専門薬剤師部門認定審査委員会委員長 殿

私が筆頭著者となっている論文「〇〇〇（論文名）」については、共同著者である〇〇〇〇氏が平成21年度がん専門薬剤師の認定申請のために、同氏の論文として使用することを承諾いたします。

なお、私は、本論文の共同著者に対するがん専門薬剤師の認定申請のための論文の使用について、筆頭著者から第5執筆者まで合計3回までしか使用できないことを承知し、今回、承諾しております。

平成22年〇月〇日

勤務先

筆頭著者 〇〇 〇〇（自筆で氏名を記載してください）

（質問3）

私は、がん患者への術後感染症及び免疫抑制剤使用後の抗生剤の使用量と入院日数の関係に係る論文と、がん患者の不穏に対する鎮痛剤と精神科用薬剤の併用時の臨床効果に係る論文の2報を有しています。これらの論文を使用して、がん専門薬剤師、感染制御専門薬剤師ならびに精神科専門薬剤師の認定申請に使用したいと考えていますが、このように、1つの論文を複数領域の認定申請に使用することは可能でしょうか。

（回答）

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1編の論文を、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。

なお、他の共同執筆者が、質問2回答で定める範囲内のがん専門薬剤師の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

＜参考事例＞

申請者Aががん専門薬剤師の認定申請にある論文（論文A）を使用している場合、申請者Bは論文Aをがん専門薬剤師、感染制御専門薬剤師など該当する領域の専門薬剤師の認定申請に使用することは可能です。ただし、申請者Aはがん専門薬剤師の申請に使用しているため他の領域の専門薬剤師での申請に使用することはできません。

(質 問 4)

平成20年1月13日に実施されたがん専門薬剤師認定試験の合格者のみに適用される論文に係る取扱いについて教えてください。

(回 答)

平成20年1月13日に実施されたがん専門薬剤師認定試験の合格者に限り、今回の認定申請に用いる論文について、下記の要件を満たすことができれば、申請することが可能となりますので、証明・通知書等の写しを提出してください。

ただし、当該証明書・通知書等の写しを提出できない場合には、認定申請を認めません(申請を受理いたしません)。

※ 平成21年2月6日とは、平成20年度がん専門薬剤師認定申請の締切日です。

<要件>

- 1) 平成21年2月6日までに論文を投稿し、投稿先の受付が完了していること。また、それを証明できること。
- 2) 1)の論文について、平成21年2月6日以降に論文の審査が完了し、雑誌等への掲載されることが決定されていること。

<提出物>

「投稿論文の受領に係る証明書」

上記の要件1)を証明する、投稿先が交付した通知書等の写し。

※ ここでいう通知書等とは、投稿雑誌への掲載決定通知等ではありません。また、2)の要件は満たしているが、平成21年2月6日以降にリジェクトされ、再投稿し、雑誌への掲載が決定されたものは対象外となります。

【 2 】 「論文、学会発表」 に係る取扱いについて

（ 質 問 5 ）

私は、ある公的団体が運営する医療機関に所属しています。この団体が運営する医療機関は全国各地に多数存在し、そこに勤務する医師、薬剤師、看護師らが会員となって学術団体（学会）を組織し、毎年、学会の開催ならびに学会誌の発行が行われています。この学会では、数年前まで、当該団体が運営する医療機関の勤務者でなければ入会することができなかつた上、会員でなければ学会発表・雑誌への投稿も認めておりませんでした。

現在、当該学会では、学会発表や雑誌への投稿要件を緩和し、非会員の方でも発表や投稿が可能となりましたが、がん専門薬剤師の認定申請資格という全国的な学会に該当するのでしょうか。

（ 回 答 ）

特定の組織の所属者でなければ入会、発表または投稿できない制限規定がある学術団体等については、日病薬の専門薬剤師認定申請資格に規定されている全国的学会として取り扱うことができません。

【 3 】 がん専門薬剤師認定試験の有効期間の取扱いについて

（ 質 問 6 ）

がん専門薬剤師認定試験の合格について、過去、何年前に遡り、試験合格の権利の有効性があるのでしょうか。

（ 回 答 ）

原則として、がん専門薬剤師認定試験に合格した場合、その直後に行われる認定申請と次年度の認定申請の2回にわたり、試験合格の有効性があることとなります。（今回は、平成22年3月に実施された認定試験及び平成21年1月に実施された認定試験の合格者となります。）

ただし、本Q&Aの質問4の回答にある要件を満たす場合には、平成20年1月に実施された認定試験の合格者の方についても、今回、認定申請することが可能です。

【 4 】 その他

（ 質 問 7-1 ）

がん専門薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

（ 回 答 ）

申請資料は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、当該資料については、一定期間保管した後、事務局にて適切に処理いたします。

（ 質 問 7-2 ）

がん専門薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

（ 回 答 ）

認定審査料は合否結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。